

平成 26(2014)年度  
一橋大学大学院国際・公共政策教育部(国際・公共政策大学院)  
専門職学位課程  
秋季社会人特別選考 第2次試験(小論文)問題  
〔公共法政プログラム〕

受験番号 \_\_\_\_\_

注意事項

- (1) 解答用紙には、氏名を書かないでください。
- (2) 問題用紙、解答用紙及び下書用紙は、試験室から持ち出さないでください。
- (3) 試験用紙には受験番号だけを書き、氏名は書かないでください。
- (4) 受験票は机の上においてください。
- (5) 受験票と筆記用具以外のものは机の上に出さないでください。
- (6) 携帯電話は電源を切り、かばんの中にしまってください。
- (7) 時計等についているアラーム機能、計算機能、翻訳機能、その他時計以外の機能をOFFにしてください。
- (8) 試験中に体調不良または手洗所に行く等の理由で試験室から一時退室しようとする場合は、監督員に申し出てください。
- (9) 不正行為を行った者または監督員の指示に従わなかった者は、失格とします。

## 問 題

我が国の政府体系や広域行政を巡る論議の一つとして道州制の問題があります。道州制論は、戦前から存在し、戦後も 1950 年代に盛んに議論され、更に 21 世紀に入り、我が国の行政体制の変化を踏まえ、再び盛んになっています。

道州制は、道州自身の性格の視点から整理してみると、次の 4 つの類型があると考えられています。

- A 国の行政機関としての道州
- B 地方公共団体としての性格と国家的性格を有する中間団体としての道州
- C 地方公共団体としての道州
- D 連邦制国家の構成単位としての道州

このことに関し、以下の 2 点について、合わせて 1,200 字以内で述べなさい。

1 上記 A～D のそれぞれについて、その類型を採用した場合、我が国の政府体系（中央地方の関係）にどのような影響を与えるか、採用した場合のメリット・デメリットを含めて論じなさい。

2 例えば平成 20 年 3 月に出された内閣官房の道州制ビジョン懇談会中間報告が唱えた地域主権型道州制のように現在の都道府県・市町村に代えて道州・基礎自治体を置く議論を前提とした場合、道州制の導入に対する賛成論の論拠と反対論の論拠として考えられる事柄をそれぞれ挙げなさい。さらに、我が国にとって望ましい道州制の在り方についてあなたの考えを述べなさい。